

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年7月18日公表）

公表用	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
1	入札説明書	6	3	3	(1)	ア (イ)	単独企業による参加の場合	<p>d 設計企業と建設企業を兼ねることは認めない。と記載有りますが、単独企業での参加を認めるので有れば矛盾しませんか？つまり単独企業が設計企業(一級建築士事務所登録)と建設企業(建設工事許可有り)の資格を得ていて、単独企業による参加が可能で有れば「兼ねてしまう」事になりませんか？</p>	<p>単独企業での参加は、入札時点において単独企業での参加を認めるものであり、入札説明書等に規定する兼務を禁止する業務についてまで認めているものではありません。 つまり、単独企業で参加した場合は、契約後の適切な時期に入札図書等の規定に基づき、対象となる業務を行う事業者を決定し、市の承認を受ける必要が生じます。 したがって、ご指摘の「兼ねてしまう」事にはならないと考えております。</p>
2	入札説明書	6	3	3	(1)	(イ) a	単独企業による参加の場合	<p>市内建設企業と市外設計企業及び市外調理設備企業等がコンソーシアムを構成し、市内建設業者が単独申請、その他企業が1次下請けとなり受注しても、業務費全てが市内企業の評価となるのでしょうか。</p>	<p>単独申請の場合、1次下請け金額を除いた金額を受注予定額として評価します。</p>

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年7月18日公表）

公表用	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
3	入札説明書	6	3	3	(1)	イ	入札参加者の構成	参加グループ…ものとする。とありますが、協力企業と構成企業の違いをご教示下さい。	協力企業とは、単独企業による参加の場合の一次下請け業者のことを言います。 構成企業とは、「グループの構成員」、「単独入札参加者及びその協力企業」の総称を言います。

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年7月18日公表）

公表用	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
4	入札説明書	7	3	3	(2)	イ (ウ)	設計企業の資格条件	官公庁発注の建築設計業務を元請としてありますが、市の発注となるPFI事業での実績は該当しますか。	設計担当企業としての役割分担がPFIの契約書等で確認できる場合は該当します。
5	入札説明書	7	3	3	(2)	エ (イ)	資格要件	調理設備設置実績について、食数（床数）の条件はあるでしょうか？	ありません。
6	入札説明書	7	3	3	(2)	イ (エ)	設計企業の資格要件	ドライシステムの元請履行実績を有する。と記載有りますが、どのような建築仕様・排水グレーチング仕様・厨房機器仕様で有ればドライシステムで有ると認定されるのですか？建築用語で言う乾式(ドライ)と厨房設備で言うドライシステム仕様は食い違いが有るようですし、又それらの実績証明はどのような形で証明すれば宜しいのですか？例えば発注者の完了認定書・契約書・パンフレット等にドライシステムの文言が有れば良いのですか？	学校給食施設であれば、学校給食衛生管理基準に基づく施設となるため、当然ながらドライシステムに相当する実績となると考えます。その他の施設については、発注者の仕様（契約書）等でドライシステムと明記されているものに加え、建築基準法に規定する検査済証の写しや発注者が発行する引渡確認書等が実績証明資料として有効なものと考えております。

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年7月18日公表）

公表用	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
7	入札説明書	7	3	3	(2)	エ (イ)	<p>その他企業の 資格要件</p>	<p>ドライシステムの～中略～調理設備設置実績を有している事。との記載有りますが、どのような厨房機器仕様で有ればドライシステムで有ると認定されるのですか？厨房機器メーカーによっては例えば甲板がリム加工程度で間接排水用のバルブが無い仕様でもカタログ記載ではドライ仕様といった物も有れば、甲板自身が水切り構造でスポットシンク付き・間接排水バルブ付き、と言ったハイグレード仕様も有りますのでご教示願います。又実績証明はどのような形で証明すれば宜しいのですか？ 以下、前記NO15と同じです。</p>	<p>質問No.6をご確認ください。</p>
8	入札説明書	7	3	3	(2)	ウ (ウ)	<p>建設企業の 資格要件</p>	<p>様式8 入札参加資格申請書の（様式11）資格要件と入札説明書の要件とに相違があります。入札説明書の要件を正と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。 <b>様式集該当部分を修正して公表します。</b></p>

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年7月18日公表）

公表用	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
9	入札説明書	15	3	7	(3)		売買契約書作成費用	売買契約書の検討に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、売買契約書の作成に要する費用は落札者の負担とする。とありますが、所有権移転前の不動産取得税についても同様に落札者の負担となりますか。	本契約における所有権移転とは引渡書等による書面の取交しを想定しております。したがって、不動産登記手続き等は不要であると想定しております。
10	入札説明書	17					リスク分担表	14 契約期間中のインフレ・デフレ 契約期間中のインフレ・デフレについて分担が分かれています。一定範囲の物価変動について明確に数値が記載されている項目があれば、ご教示ください。	売買契約書（案）別紙11をご確認ください。
11	入札説明書	17					リスク分担表	19 不可抗力 不可抗力による被害について、一定範囲の損害は事業者とありますが、一定範囲の具体的内容をご教示ください。	売買契約書（案）別紙9をご確認ください。

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年7月18日公表）

公表用	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
12	入札説明書	18					リスク分担表	35 地質・地盤 当初調査では予見不可能な地質・地盤状況により、工法、工期などに変更が生じた場合の追加費用は貴市の負担とありますが、地中障害物の撤去及び処分費用についても同様に負担いただけると解釈してよろしいでしょうか。	公表している資料等、一般的に見て予見不可能な場合に限り、撤去等の処置が必要であれば、売買契約書（案）第16条第5項の規定により市が負担するものと考えます。
13	要求水準書	3	1	3	(1)	二又	普通食調整食	記載ある食形態および資料10にある献立での喫食量を教示願います。	質問No.46をご確認ください。
14	要求水準書	9	1	3	(6)	ア		普通食の献立表は以前にいただきましたが、形態食の献立表をいただけますでしょうか。	現在の豊田特別支援学校において、形態食に相当するものは、普通食を再調理することによる対応となっており、形態食としての献立はございません。

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年7月18日公表）

公表用	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
15	要求水準書	9	1	3	(6)	ア		普通食と形態食の割合、食数をお教えいただけますでしょうか。	「要求水準書／第1／3／（6）」をご確認ください。
16	要求水準書	9	1	3	(6)	ア	提供食数	調整食75食/日とありますがそのうちのアレルギー対応食の食数を教示願います。	アレルギー対応食についての想定食数の見込みありません。児童生徒の状況に応じ個別対応を行っております。
17	要求水準書	9	1	3	(6)	ア	提供食数	また、アレルゲン種別がありましたら教示願います。	対象品目については、そば及び落花生を使用しないこととしております。その他の品目については、公表する献立等からご判断いただきたいと存じますが、豊田特別支援学校においては、そば、落花生を除いて、対象品目を規定する想定はありません。

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年7月18日公表）

公表用	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
18	要求水準書	9	1	3	(6)	イ (イ)	新ランチルーム 引渡期限	事業者の提案による期日設定（計画より前倒し）が可能な場合、売買契約書の期日も、提案の期日となると考えてよろしいでしょうか。	引渡し時期の前倒しについては、事業者様の提案によるものとし、可能なものと捉えておりますが、学校運営に支障の無いよう、工程や仮設等について、必要な調整、対応を取ることとしてください。
19	要求水準書	9	1	3	(6)	オ	食器・食缶 調理備品等	資料11にある調理器具類すべての使用という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 公表している要求水準書の記載は「資料12」となっておりました。 <b>要求水準書該当部分を修正して公表します。</b>
20	要求水準書	10	1	3	(7)		統括責任者の 配置	本事業全体についての総合的な調整を行う統括責任者を配置し、・・・とありますが、統括責任者の資格要件をご教示ください。	統括責任者そのものには資格要件はありません。ただし、他の業務責任者等との兼務とする場合は、それらに必要な資格要件を満たしていることとしてください。



豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年7月18日公表）

公表用	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
21	要求水準書	11	2	1	(1)	イ (ア)	給食提供の実現	普通食調理ラインとは別に特別食調理ラインを備えてありますがP22記載ある5ユニットの構成のラインという意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書	12	2	1	(1)	ウ	学校教育・運営への配慮	既存ランチルームとの空間的、感覚的なつながりを意識した改修計画とありますが、既存ランチルームの部分的な改修（例えば、仕上材の更新、手洗い機器の更新等）は改修可能でしょうか。	学校運営に配慮しつつ、休業期間中に改修作業が完了する場合に限り、事業者提案として可能とします。
23	要求水準書	12	2	1	(1)	ウ (イ)	配膳下膳動線	配膳は児童が行う作業ではないと記載がありますが、職員での対応という意味でしょうか。また特別食の配膳についての考えを教示願います。	配膳は職員による対応とする想定です。特別食の配膳についても、配膳室において対象となる児童生徒ごとに職員が配膳を行う想定をしております。

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年7月18日公表）

公表用	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
24	要求水準書	12	2	1	(1)	ウ (イ)	配膳下膳動線	配膳は調理エリアから受け渡しカウンター等による配膳受け渡しでもよろしいでしょうか。(社食カフェテリア方式)	必要諸室等の要求水準等の規定を遵守した上で、その他の配膳動線等に影響が無い場合は可とします。
25	要求水準書	16	2	2	(4)	イ (ク)	建設業務	工事車両の出入口ほか送迎用駐車場付近等適切な位置に交通整理員を配置とありますが、工事期間中全日必要と考えればよろしいでしょうか。	工事の工程や当日の作業内容、工事範囲等を勘案し、適当な場面、場所に必要な数の交通整理員を配置してください。
26	要求水準書	20	3	2	(1)		本件施設	各室の面積想定はどの程度の増減比率でしょうか。	各室の想定面積については、本市としての想定であり、提案にあたっての目安として記載しております。規定する性能の担保が取れる場合は、相違があっても問題はありません。

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年7月18日公表）

公表用	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
27	要求水準書	22	3	2	(1)		立体炊飯器	① 機能についての記載がありませんが、予約タイマー・炊き込み・等のメニューは必要ですか？	要求水準書を始め、公表している献立等を踏まえ、必要な機能をご検討ください。
28	要求水準書	22	3	2	(1)		調理室	キ、② 特別食調理スペースは5ユニットの設置とありますが、個別のユニットによる配置という事でしょうか。	特別食調理スペースにおける調理方法については、各作業台で各段階を行うものではなく、当日の献立内容及び作業動線等に応じて、1つの作業台をアレルギー対応食調理用、その他の作業台を形態食調理用とするなど、フレキシブルな対応が可能となる配置が望ましいと考えています。したがって、個別のユニットによる配置の定義は、要求水準書P.22 キ ②に規定するものを5ユニット設置することを求めています。
29	要求水準書	22	3	2	(1)		調理室	④ 調整食用の炊飯ジャー…資料12を確認とありますが見当たりません。どちらの資料になるのでしょうか。	資料11の間違いです。 <b>要求水準書該当部分を修正して公表します。</b>

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年7月18日公表）

公表用	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
30	要求水準書	23	3	2	(1)		配膳室	イ それぞれ3台設置とありますが、どこの(運搬車・配膳カート)台数にかかるのでしょうか。	運搬車、配膳カートです。 <b>要求水準書該当部分を修正して公表します。</b>
31	要求水準書	24	3	2	(1)		配膳室	工、キ 直接搬入品を保管しておくための冷蔵庫を設置することとありますが、項目の工と同じ容量のもの選定するとういことでしょうか。	要求水準書の記載間違いです。 直接搬入品についてはランチルームで検収するものとし、現在使用している冷蔵庫を継続して使用するものとします。 <b>要求水準書該当部分を修正して公表します。</b>
32	要求水準書	25	3	2	(1)		調理員用 休憩・更衣室	ア 外部から直接入室できるよう、専用の通路、階段等を設けることとありますが、調理員さまの施設への出入りは1階からと考えて問題ないでしょうか。ご教示ください。	1階から階段等により2階に設置する休憩室にアクセスする動線を想定しています。施設への出入り（屋外から屋内）については、1階、2階どちらでも可とする想定です。

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年7月18日公表）

公表用	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
33	要求水準書	25	3	2	(1)		洗濯乾燥室	工 調理員用品を干すための物干し台の設置スペースを確保することありますが、具体的なサイズをご教示ください。	調理に従事する者（10名）が使用する白衣（汚染作業区域用・非汚染作業区域用）を乾燥できるだけのスペースとします。ただし、必ずしも専用スペースとする必要が無いことを念のため申し添えます。
34	要求水準書	26	3	2	(2)		新ランチルーム	床・壁・天井の仕上に指定はありますか。既存のランチルームの仕様書・図面があれば頂けますでしょうか。	要求水準書添付資料 資料2をご確認ください。
35	要求水準書	26	3	2	(2)		新ランチルーム	収納スペースは必要でしょうか。（具体的に収納するものがあれば教えて頂けますでしょうか。）	要求水準としては必要としておりませんが、事業者様の提案として、収納スペースを確保いただくことは可能です。

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年7月18日公表）

公表用	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
36	要求水準書	26	3	2	(2)		新ランチルーム	テーブルの大きさ、高さ等の制約はございますでしょうか。	要求水準では、新ランチルームにおけるテーブルの設置を求めておりません。
37	要求水準書	26	3	2	(2)		新ランチルーム	席数について指定はございますでしょうか。（椅子・車椅子・ベッド数の内訳）又はランチルームは何名程度利用されるのでしょうか。（内ベッドにて流動食を食べられる方は何名でしょうか。）	席数の指定はありません。新ランチルームでは、現在のランチルームで使用しているベッド3床の使用を想定しており、形態食を喫食する児童生徒は、ローテーションで喫食することとなります。したがって、3床のベッドを同時使用する想定で提案内容をご検討いただければと存じます。
38	要求水準書	26	3	2	(2)		新ランチルーム	食事する際、介助が必要となる生徒はどのくらいの割合でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学する児童生徒の状態により変動するため、介助が必要な児童生徒の割合はお示しできません。</li> <li>・新ランチルームは医療的ケアが必要な児童生徒（ベッドや車いすの使用を前提とする児童生徒）用のスペースとしての使用を想定していることを念のため申し添えます。</li> </ul>

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年7月18日公表）

公表用	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
39	要求水準書	27	3	3	(1)	ア (ア)	建築 計画 敷地内	j 敷地内の雨水排水用の調整溝が設置、事業の実施の支障となる場合は事業者の責任で適切な排水施設を設置とありますが、本事業建設地外（建物周辺）への設置検討は可能でしょうか。	学校敷地内であれば可としますが、支障となる建物、構造物がある場合は、事業者の責任で移設等適切な対応を取ることをしてください。
40	要求水準書	27	3	3	(1)	ア (ア)	建築 計画 敷地内	k 国旗掲揚塔は来客用駐車場付近への移設及び新設とありますが、移設及び新設先の位置は検討されていますか。	要求水準書では、国旗掲揚塔は移設又は新設することとしております。具体的な場所の指定はありませんが、来客用駐車場南側の植栽帯の一部を想定しています。
41	要求水準書	27	3	3	(1)	ア (ア)	調整溝	j 敷地内の雨水排水用の調整溝は、一部撤去やルート変更する場合、雨水の流出を調整するため必要な深さや大きさなどの指定はありますでしょうか。	既存と同規模を原則としてください。

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年7月18日公表）

公表用	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
42	要求水準書	30	3	3	(1)	エ (ス)	給食エリアの特機事項	清掃用具を消毒保管できるものとありますが、食器や食缶のように熱風消毒をお考えでしょうか。消毒方法の具体的なお考えがあればご教示ください。	要求水準としては規定しておりませんが、使用する備品等の特性を踏まえ、適切な機器を選定してください。
43	要求水準書	34	3	3	(4)	イ b	シンク類の槽	(e) 槽の外面に結露防止の塗装を施すとありますが具体的な方法があればご教示ください。	要求水準として特に規定はしておりませんが、使用する機器等の特性を踏まえ、必要に応じて適切な対策を施してください。
44	要求水準書	35	3	3	(4)	イ (イ)	調理釜	c / (a) / viii 調理釜のみ熱源がガスの指定ですが、単にベストミックスへの配慮と捉えれば良いですか？	既存調理場には蒸気配管が無いため、熱源はガス又は電気となることが想定されますが、熱源を電気とした場合、電熱線の余熱により、調理温度管理が煩雑になるリスクがあると考え、調理釜については熱源をガスに限定させていただきました。



豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年7月18日公表）

公表用	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
45	要求水準書	36	3	3	(4)	イ (イ)	消毒保管庫 殺菌庫	d/(b) 食器・食缶・調理備品については別紙資料【資料12】を参照と記載されていますが、調理備品に関して寸法等の明記がありませんので、入札参加後一度現地確認等をさせていただく事は可能でしょうか？	夏季休業期間中に限り、見学は可能です。 見学を希望する場合は、事務局と日程調整を行ってください。 また、当日は、現地確認者全員の入室時の2週間以内の検便検査結果証明書（赤痢菌・サルモネラ菌・病原性大腸菌O-157）の提出をお願いします。
46	要求水準書	40	4	2	(1)		実施設計 図書	容量及び設備機器等選定等の根拠資料・計算書（調理設備）において各厨房機器の選定を行うにあたり、調理に関する1人あたりの料理の量をご教示ください。 ・汁物1人あたりの量（cc/食） ・ご飯1人あたりの量（g/食） ・和え物/サラダ1人あたりの量（g/食） 段階食や特別食また小学、中学、高等の各部で違いがある場合は細かな情報をご教示をお願いします。	学校給食では、1人あたりの料理の量の規定は無く、一食当たりの栄養摂取量を規定しております。したがって、副食については献立内容により料理の量に変更になるため提示することができません。参考として、主食の量及び1食あたりの栄養摂取量を以下に記載します。 <b>また、代表的な献立の成分表を併せて公表します。</b> 米飯（精米重量） 小：55g、中：70g、高：80g、職員：80g パン 小：50g、中：60g、高：60g、職員：60g 1食あたり 小：520kcal、中：660kcal、高：700kcal、職員：700kcal

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年7月18日公表）

公表用	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
47	要求水準書	43	4	2	(1)		竣工図書	提出書類の中に「グループ内の市内企業割合（実績）統括表」がありますが、提案時に提出した企業割合を下回った場合、サービス購入料の減額対象となるのでしょうか。	<p>売買契約書（案）第2条第2項「事業者は、法令のほか、本契約、入札書類及び事業者提案に従って本事業を遂行するものとし…」と規定しているとおり、市内企業割合は、提案の一部であり、原則として提案した数字に基づき本事業を遂行する必要があると考えます。</p> <p>したがって、市内企業割合の算定においては、上記の主旨を踏まえ、事業者の責任において提案内容が担保出来るよう適切に市内企業割合を算出する必要があると考えます。</p> <p>また、売買代金の減額措置に関しては、公平公正な入札を行ううえで、やむを得ないと判断される場合を除き、必要な措置であると考えます。したがって、売買契約書（案）に減額措置に関する規定を設けることとします。</p>
48	要求水準書	20～	3	2			厨房機器全般	検収室・下処理室・調理室・配膳室・前室・洗浄室に設置予定の厨房機器にメーカー指定は、ありますか？	ありません。

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年7月18日公表）

公表用	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
49	様式集						④ 様式24	市内に所在する事業者について、対象範囲：コンソーシアムの構成企業のほか、1次下請け企業までを対象とする。とありますが、受注金額については、重複して評価されるのでしょうか。	<p>重複評価は行いません。 受注予定金額は、以下の①、②の合計額で評価します。また、評価額算定のイメージとしては、建設業法第22条の規定を踏まえ、①、②に係る経費を算定してください。</p> <p>①元請受注予定額 各業務の最上位の事業者が市内企業の場合の受注予定額を対象とし、以下の算定式で評価する。 （評価対象額）＝（受注予定額）－（下請総額） ※下請総額は各業務の最上位の事業者から見て1次下請け業者を対象に、下請予定額の積上げ計上すること。 ※下請業者が決まっていない場合は、市外企業であるものとみなし、受注予定金額から控除すること。</p> <p>②下請予定額 （評価対象額）＝市内業者受注予定額 ※最上位の事業者から見て1次下請業者を対象とし、下請業者ごとに1,000千円単位で評価する。（1,000千円未満は切り捨てとする。）</p> <p>また、質問No.47の主旨を踏まえ、各評価対象額の算定を適切に行うようお願いします。</p>

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年7月18日公表）

公表用	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
50	様式集						④ 様式24	市外業者が元請けとなり、市内企業を1次下請けとして100%発注した場合と、市内業者が元請けとして同額を受注した場合は同等の評価をしていただけるのでしょうか。	質問No.49をご確認ください。
51	落札者決定基準	5	3	2	(3)	イ	市内企業の活用	<p>入札価格に占める市内業者の受注予定割合とありますが、全体の点数に対し、非常に高い10点という配点となり、市外業者にとって極めて高いハードルとなります。参加することにも影響があり、この配点を低減することは可能でしょうか。</p> <p>算定方法は、様式24 4 事業実施体制に関する提案、コンソーシアムの構成企業のほか1次下請け企業までを対象とすると記載されている受注予定割合にて算定されるのでしょうか。また、その基準となる割合の詳細な算定方法をご教授ください。</p>	<p>配点の低減は考えておりません。</p> <p>算定方法については、質問No.49をご確認ください。</p>

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年7月18日公表）

公表用	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
52	落札者決定基準	5	3	2	(3)	イ (イ)	市内業者の活用	市内企業の活用について、厨房機器を取扱のできる業者なら市内業者として認められるということでしょうか。また、市内業者の活用の配点が10点となっておりますが、市外業者が参加する際にかかなりのアドバンテージとなりますので、点数を見直すことは可能でしょうか。ご教示ください。	資格者要件を満たす企業であれば、市内業者として認めます。ただし、「設計への参画」とは、設計事務所等が行う、施設設計への参画実績が明確にすることとしてください。 後段の質問に関しては、No.51をご確認ください。
53	落札者決定基準	5	3	2	4	イ (イ)	採点の基準	市内業者の受注割合で配点60点中10点とありますが、市外業者の参加を大きく妨げ、入札の不公平さを感じます。配点について再考を希望します。	質問No.51をご確認ください。
54	売買契約書（案）	11	4	1	23	2	本件工事に伴う近隣対策	・・・（本件工事の・・・こと、本件工事の作業時間について近隣住民の了解を得ること、・・・）とありますが、常識的範囲内で作業時間を説明しても、了解を得られない場合、工事には着手できないのでしょうか。また工期の延長による人件費等増大費用についてのリスクはどのように考えれば良いのか、ご教示ください。	住民説明については、市と共同で行うべき事務と捉えており、常識的な範囲内での作業時間を説明しても理解を得られない場合は、市側で住民対応を行う事案であると考えます。着工遅延を未然に防止するために、事前に内容、方法等を市と調整するようにしてください。 なお、工期の延長による費用増大のリスクについては、入札説明書の「表 リスク分担表」の8又は9によります。

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年7月18日公表）

公表用	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
55	売買契約書(案)	41	別紙	11		3 (3)	売買代金の改定方法	『売買契約締結日の属する月の指標値と本件工事の着工日の属する月の指標値を比較し、・・・』とありますが、着工後の物価変動は改定の対象とならないのでしょうか。	着工後の物価変動は対象としません。
56	売買契約書（案）	16 18 24	4 4 6	5 8	40 46 64	1 (2)	所有権の移転	建築確認申請上の建築主は <b>契約者名義</b> でよろしいでしょうか。	確認申請機関の指示によりますが、市としては申請者の指定はありません。
57	売買契約書（案）	16 18 24	4 4 6	5 8	40 46 64	1 (2)	所有権の移転	建物の保存登記は行わず、工事完成後に工事完成引渡書等の文書提出のみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。